

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※消防広域化に伴う用語修正（男鹿地区消防一部事務組合）は、原則省略しています。

※一部文言の軽微な修正も省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

番号	頁	編・章・節	項目	地域防災計画（現行）	地域防災計画（修正）	修正理由
1	7 (7)	第1編 総則 第1章 総則 第3節 実施責任と防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3 秋田県 東日本電信電話株式会社秋田支店 株式会社エヌ・ティ・ティドコモ東北秋田支店	3 秋田県 NTT東日本株式会社秋田支店 株式会社NTTドコモ東北支社秋田支店	・社名の変更
2	15 (15)	第1編 総則 第1章 総則 第6節 防災対策の推進計画	第1 防災対策の概要	男鹿市総合計画（追加）では、 <u>活力ある地場産業の構築と思いやりの心で創りあげる「教育・観光・環境が豊かな文化都市」の実現を目指している。</u> <u>このため、計画的な防災対策の推進を図る。</u> 1～2（略） 3 ハード対策の推進とソフト対策の充実（略） (1)～(5)（略） (6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症を踏まえた感染症対策や防災対策に努める。 (7)～(8)（略）	男鹿市総合計画（～なまはげの里～おが幸せ未来ビジョン）では、 <u>目指す姿として「人口減少社会に対応した元気で心豊かに暮らす男鹿」を掲げ、「防災力の強化」を重点戦略に、安全・安心、生活の質を高める取組により、男鹿に暮らす全ての人々が生きがいと誇りを持ち、地域で心豊かに安心して暮らしていける男鹿を目指す。</u> <u>（削除）</u> 1～2（略） 3 ハード対策の推進とソフト対策の充実（略） (1)～(5)（略） (6) 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえた感染症対策や防災対策に努める。 (7)～(8)（略）	・所要の修正
3	19 (19)	第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第1節 防災知識の普及計画	第4 住民に対する防災知識の普及	1 現況（略） 2 実施の時期 (1)～(11)（略） <u>(12) 8月30日～9月5日 防災週間</u> <u>(13)～(21)（略）</u>	1 現況（略） 2 実施の時期 (1)～(11)（略） (12) <u>8月26日 火山防災の日</u> (13) <u>8月30日～9月5日 防災週間</u> (14)～(22)（略）	・防災基本計画（R6.6修正）の反映

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※消防広域化に伴う用語修正（男鹿地区消防一部事務組合）は、原則省略しています。

※一部文言の軽微な修正も省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

番号	頁	編・章・節	項目	地域防災計画（現行）	地域防災計画（修正）	修正理由
4	21 (21)	第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第1節 防災知識の普及計画	第4 住民に対する防 災知識の普及	3 対策 (1) 普及の方法 ア (略) イ テレビ、ラジオ、 <u>インターネット</u> による普及 ウ～オ (略)	3 対策 (1) 普及の方法 ア (略) イ テレビ、ラジオ、 <u>HP・SNS・ライン</u> による普及 ウ～オ (略)	・文言の適正化
5	24 (22)	第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第1節 防災知識の普及計画	第4 住民に対する防 災知識の普及	3 対策 (1)～(4) (略) (5) 災害教訓の伝承 市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の <u>(追加)</u> 持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。 (略) (6) (略)	3 対策 (1)～(4) (略) (5) 災害教訓の伝承 市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の <u>自然災害伝承碑</u> の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。 (略) (6) (略)	・防災基本計画 (R6.6修正)の反映
6	29 (29)	第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第3節 防災訓練計画	第4 訓練の種別	4 避難所開設及び運営訓練 (略) また、訓練において、特定の活動 <u>(追加)</u> に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにする <u>(追加)</u> 。	4 避難所開設及び運営訓練 (略) また、訓練を実施する際は、特定の活動 <u>(例えば、避難所における食事作り等)</u> が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにすることに加え、 <u>ペットの飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u>	・防災基本計画 (R6.6修正)の反映
7	30 (30)	第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第3節 防災訓練計画	第5 市の総合防災訓練の実施	3 実施計画 (1)～(2) (略) (3) 訓練項目 災害情報発表伝達、交通規制、避難誘導指示情報、災害対策本部の設置・運営、通信、救護所設置、緊急輸送物資、電話・TV回線応急復旧、炊き出し、水防、災害救助法適用、電力施設応急復旧、都市ガス施設応急復旧、負傷者応急手当、初期消火、LPガス応急復旧、水道施設応急復旧、血液輸送、事故車両救出救助、危険物施設火災防御、大規模停電を想定した訓練等、広域避難を想定した実践型の訓練、 <u>(追加)</u> 感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練等 2 (4) (略)	3 実施計画 (1)～(2) (略) (3) 訓練項目 災害情報発表伝達、交通規制、避難誘導指示情報、災害対策本部の設置・運営、通信、救護所設置、緊急輸送物資、電話・TV回線応急復旧、炊き出し、水防、災害救助法適用、電力施設応急復旧、都市ガス施設応急復旧、負傷者応急手当、初期消火、LPガス応急復旧、水道施設応急復旧、血液輸送、事故車両救出救助、危険物施設火災防御、大規模停電を想定した訓練等、広域避難を想定した実践型の訓練、 <u>障害者や外国人などの要配慮者、要配慮者を支援する者</u> や感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練等 (4) (略)	・防災基本計画 (R6.6修正)の反映 ・消防庁防災業務計画 (R6.6修正)の反映

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※消防広域化に伴う用語修正（男鹿地区消防一部事務組合）は、原則省略しています。

※一部文言の軽微な修正も省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

番号	頁	編・章・節	項目	地域防災計画（現行）	地域防災計画（修正）	修正理由
8	34 (34)	第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第4節 企業防災促進計画	第4 企業防災促進のための取組	県、市及び関係機関は、企業における防災意識の高揚を図るため、防災計画等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備、災害応急対策への協力が期待される建設企業の担い手の確保、育成などの支援等により企業の防災力向上を図る。<u>（追加）</u> （略）	県、市及び関係機関は、企業における防災意識の高揚を図るため、防災計画等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備、災害応急対策への協力が期待される建設企業の担い手の確保、育成などの支援等により企業の防災力向上を図る。<u>加えて、県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保に努める。</u> （略）	・移設
9	36 (35)	第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第5節 災害情報の収集、伝達計画	第2 情報収集・伝達体制	2 体制の整備 （1）市は、警報等を住民、要配慮者利用施設等に確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、<u>（追加）</u>県総合防災情報システム、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、衛星携帯電話、携帯電話メールシステム、Ｘ等のソーシャルメディアなど、多様な情報伝達手段を活用し被害情報等の収集及び伝達をする。 （7）市は、衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信や公共安全モバイルシステムなどの移動通信系の活用体制の整備について努める。<u>（追加）</u> <u>（新設）</u> <u>（8）</u>（略） <u>（9）</u>（略）	2 体制の整備 （1）市は、警報等を住民、要配慮者利用施設等に確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、<u>高所監視カメラ、消防防災無線</u>、県総合防災情報システム、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、衛星携帯電話、携帯電話メールシステム、Ｘ等のソーシャルメディアなど、多様な情報伝達手段を活用し被害情報等の収集及び伝達をする。 （7）市は、衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信や公共安全モバイルシステムなどの移動通信系の活用体制の整備について努める。<u>併せて、地域衛星通信ネットワーク等による衛星通信の確保に努めるとともに、通信が途絶した地域において活動する派遣職員等を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備等に努める。加えて、これら機器類の動作方法の確認や通信訓練に努める。</u> （8）災害時に被害状況の映像情報を共有できるよう、<u>高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、消防庁映像共有システム、ＳＡＲ衛星などの活用</u>に努める。<u>加えて、消防庁などの関係機関との間において運用方法などの調整に努める。</u> <u>（9）</u>（略） <u>（10）</u>（略）	・防災基本計画（R6.6修正）の反映 ・消防庁防災業務計画（R6.6修正）の反映等
10	39 (39)	第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第6節 通信施設災害予防計画	第4 NTT東日本株式会社 秋田支店施設	（略）	（略）	・社名の変更
11	40 (40)	第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第6節 通信施設災害予防計画	第5 NTTドコモ東北支社 秋田支店施設	（略）	（略）	・社名の変更

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※消防広域化に伴う用語修正（男鹿地区消防一部事務組合）は、原則省略しています。

※一部文言の軽微な修正も省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

番号	頁	編・章・節	項目	地域防災計画（現行）	地域防災計画（修正）	修正理由
12	44 (45)	第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第7節 水害予防計画	第4 避難計画の策定	1 対策 (1) 避難情報の発令基準 (略) なお、避難指示等発令タイミングや発令対象地域の判断情報に、浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)、洪水キキクル(洪水警報等の危険度分布)、高解像度降水ナウキャストなどを活用し、発令対象地域をできるだけ絞り込むために、市域をあらかじめいくつかの地域に分割して、避難指示等の発令対象地域として設定する。安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。国〔国土交通省、気象庁〕及び県は、市に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。 (略)	1 対策 (1) 避難情報の発令基準 (略) なお、避難指示等発令タイミングや発令対象地域の判断情報に、浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)、洪水キキクル(洪水警報 <u>(削除)</u> の危険度分布)、高解像度降水ナウキャストなどを活用し、発令対象地域をできるだけ絞り込むために、市域をあらかじめいくつかの地域に分割して、避難指示等の発令対象地域として設定する。安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。国〔国土交通省、気象庁〕及び県は、市に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。 (略)	・文言の適正化
13	46 (46)	第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第7節 水害予防計画	第5 道路の冠水防止等に係る対策	<u>(新設)</u>	<u>道路管理者は、道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修のほか、道路の嵩上げ対策等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止等の対策を推進する。</u>	・防災基本計画（R6.6修正）の反映
14	46 (46)	第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第7節 水害予防計画	第6 八郎潟防潮水門の概況	(略)	(略)	・所要の整備
15	49 (49)	第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第8節 海岸保全、港湾、漁港施設災害予防計画	第4 漁港施設	1 現況 (略) 現在は漁港環境及び漁港の安全性、機能性を向上させるため、外郭施設、係留施設、水域施設等の <u>整備</u> を進めている。なお、指定漁港は次のとおりである。 (略)	1 現況 (略) 現在は漁港環境及び漁港の安全性、機能性を向上させるため、外郭施設、係留施設、水域施設等の <u>老朽化した施設の機能保全</u> を進めている。なお、指定漁港は次のとおりである。 (略)	・文言の適正化
16	50 (50)	第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第9節 火災予防計画	第1 計画の方針	市街地の過密化、建造物の多様化、危険物の需要拡大等により、火災発生危険が増大しており、これに対処するため <u>(追加) 消防 (追加) 力の強化、充実</u> に努めるとともに、防火思想の普及及び予防査察等を実施して、火災の未然防止を図る。	市街地の過密化、建造物の多様化、危険物の需要拡大等により、火災発生危険が増大しており、これに対処するため <u>消防の広域化や消防事務の一部についての連携・協力の推進による消防の対応力の強化 (削除)</u> に努めるとともに、防火思想の普及及び予防査察等を実施して、火災の未然防止を図る。	・防災基本計画（R6.6修正）の反映

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※消防広域化に伴う用語修正（男鹿地区消防一部事務組合）は、原則省略しています。

※一部文言の軽微な修正も省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

番号	頁	編・章・節	項目	地域防災計画（現行）	地域防災計画（修正）	修正理由
17	50 (50)	第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第9節 火災予防計画	第2 一般火災対策	1 現況 消防機関は国や県の指導のもとに一体となって、 <u>（追加）</u> 消防 <u>（追加）</u> 力の <u>充実</u> 強化と住民に対する防火思想の普及等、 火災の未然防止に努めている。	1 現況 消防機関は国や県の指導のもとに一体となって、 <u>消防の広域化や消防事務の一部についての連携・協力の推進による消防の対応力の（削除）</u> 強化と住民に対する防火思想の普及等、 火災の未然防止に努めている。	・防災基本計画（R6.6修正）の反映
18	50 (50)	第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第9節 火災予防計画	第2 一般火災対策	2 対策 消防機関は次の対策を推進する。 （1）消防力の強化 ア 消防 <u>団員</u> の充実確保を図る。 イ 消防施設、消防車両、資機材等の整備に努める。 <u>（新設）</u> ウ（略） エ（略） （2）（略）	2 対策 消防機関は次の対策を推進する。 （1）消防力の強化 ア 消防 <u>職員</u> の充実確保を図る。 イ 消防施設、消防車両、資機材等の整備に努める。 ウ <u>消防団の施設・装備・充実強化に向けて務める。（車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、実践的な教育訓練体制の充実、入団促進等）</u> エ（略） オ（略） （2）（略）	・防災基本計画（R6.6修正）の反映
19	51 (52)	第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第9節 火災予防計画	第3 林野火災対策	2 対策 （略） （1）～（5）（略） <u>（6）空中消火体制の整備</u> <u>「秋田県林野火災空中消火運営実施要領」及び「秋田県林野火災空中消火運営実施要領細則」により対処する。</u> <u>資料編 1章-9節-1「秋田県林野火災空中消火運営実施要領」</u> <u>（7）（略）</u> <u>（8）（略）</u>	2 対策 （略） （1）～（5）（略） <u>（6）（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（6）（略）</u> <u>（7）（略）</u>	・所用の修正
20	57 (56)	第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第10節 危険物施設等 災害予防計画	第6 L P ガス	1 現況 市内ではL P ガスのほとんどが一般家庭に使われており、一部でタクシーの燃料や工業用として使用されている。 <u>市内には製造所（充填所）、オートガスタンド、貯蔵所（容器置き場）等の施設がある。</u>	1 現況 市内ではL P ガスのほとんどが一般家庭に使われており、一部でタクシーの燃料や工業用として使用されている。 <u>（削除）</u>	・所用の修正

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※消防広域化に伴う用語修正（男鹿地区消防一部事務組合）は、原則省略しています。

※一部文言の軽微な修正も省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

番号	頁	編・章・節	項目	地域防災計画（現行）	地域防災計画（修正）	修正理由
21	89 (88)	第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第16節 雪害予防計画	第4 農林災害対策	3 霜害及び冷害対策 ア（略） イ 霜害事後対策 （ア）果樹 a 結実量確保のために人工受粉を励行する。 b 被害程度に応じた摘果を 実施する 。 ウ（略）	3 霜害及び冷害対策 ア（略） イ 霜害事後対策 （ア）果樹 a 結実量確保のために人工受粉を励行する。 b 被害程度に応じた摘果を 行い、適正着果量を確保する 。 ウ（略）	・文言の適正化
22	97 (96)	第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第20節 廃棄物処理計画	第2 廃棄物処理に係る防災体制の整備	1 防災体制の整備 （1）～（6）（略） （7）次の事項等を含む災害廃棄物処理計画を 策定し 、災害時における災害廃棄物処理実行計画の策定を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。 ①～④（略）	1 防災体制の整備 （1）～（6）（略） （7）次の事項等を含む災害廃棄物処理計画に 基づき 、災害時における災害廃棄物処理実行計画の策定を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。 ①～④（略）	・文言の適正化
23	99 (98)	第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第21節 避難計画	第1 計画の方針	（略） また、平常時から安全な避難所の場所、収容人数、数、 （追加） 土砂災害警戒区域等危険箇所の所在等を住民に周知徹底するとともに、町内会や自主防災組織等の協力を得ながら避難指示等の伝達体制を確立して、避難の安全・迅速・円滑化を図る。 （略）	（略） また、平常時から安全な避難所の場所、収容人数、数、 ペットの受け入れ方法 、土砂災害警戒区域等危険箇所の所在等を住民に周知徹底するとともに、町内会や自主防災組織等の協力を得ながら避難指示等の伝達体制を確立して、避難の安全・迅速・円滑化を図る。 （略）	・防災基本計画（R6.6修正）の反映

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※消防広域化に伴う用語修正（男鹿地区消防一部事務組合）は、原則省略しています。

※一部文言の軽微な修正も省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

番号	頁	編・章・節	項目	地域防災計画（現行）	地域防災計画（修正）	修正理由
24	99 (98)	第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第21節 避難計画	第2 避難所等の指 定・整備	1 現況 指定避難所及び指定緊急避難場所については、地域の特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策等を踏まえ、継続的にその見直しを行い、住民や要配慮者に対する周知徹底と避難の指示伝達体制の確立に努めている。加えて、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。 （略） 2 対策 （1）指定避難所の指定 ア 指定避難所の指定 （略） また、避難が長期化した場合を想定し、良好な生活環境を確保するために<u>必要な</u>、換気、照明灯等の設備や資機材を整備するとともに、電力容量の拡大を図り、必要なとき直ちに配備できるよう準備に努める。 （略） さらに、福祉避難所の不足時の対応や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災部門と市民福祉部門が連携して、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、ホテルや旅館等の活用等を含めて必要な措置を講じるよう努める。<u>（追加）</u> イ（略）	1 現況 指定避難所及び指定緊急避難場所については、地域の特性や過去の教訓、想定される災害、<u>（削除）</u>感染症対策等を踏まえ、継続的にその見直しを行い、住民や要配慮者に対する周知徹底と避難の指示伝達体制の確立に努めている。加えて、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。 （略） 2 対策 （1）指定避難所の指定 ア 指定避難所の指定 （略） また、避難が長期化した場合を想定し、良好な生活環境を確保するために<u>あらかじめ避難所内のレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに、必要に応じ、換気・照明灯等の設備や資機材を整備するとともに、電力容量の拡大を図り、必要なとき直ちに配備できるよう準備に努める。</u> （略） さらに、福祉避難所の不足時の対応や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災部門と市民福祉部門が連携して、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、ホテルや旅館等の活用等を含めて必要な措置を講じるよう努める。<u>併せて、ペットの受入れについても、防災部門と市民福祉部門との間において必要となる検討や調整に努める。</u> イ（略）	・防災基本計画（R6.6修正）の反映
25	100 (106)	第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第21節 避難計画	第4 避難所の開設・運営体制の整備	2 要配慮者対策 （1）福祉避難所の確保 ア 福祉避難所の整備及び指定 市は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、一般の避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等、必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器における電源の確保など、必要な配慮をするよう努める。併せて、貯水槽、井戸、<u>（追加）</u>仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話<u>（追加）</u>等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。加えて、停電時において、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。 （略） イ（略）	2 要配慮者対策 （1）福祉避難所の確保 ア 福祉避難所の整備及び指定 市は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、一般の避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等、必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器における電源の確保など、必要な配慮をするよう努める。併せて、貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。加えて、停電時において、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。 （略） イ（略）	・防災基本計画（R6.6修正）の反映

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※消防広域化に伴う用語修正（男鹿地区消防一部事務組合）は、原則省略しています。

※一部文言の軽微な修正も省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

番号	頁	編・章・節	項目	地域防災計画（現行）	地域防災計画（修正）	修正理由
26	109 (108)	第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第21節 避難計画	第5 避難所以外の避難者の支援に係る平時からの取組	(新設)	1 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努める。 2 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。 3 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。	・防災基本計画（R6.6修正）の反映
27	109 (108)	第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第21節 避難計画	第6 孤立集落対策	(略)	(略)	・所要の整備
28	110 (109)	第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第21節 避難計画	第7 被災者支援の仕組みの整備等	(略)	(略)	・所要の整備

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※消防広域化に伴う用語修正（男鹿地区消防一部事務組合）は、原則省略しています。

※一部文言の軽微な修正も省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

番号	頁	編・章・節	項目	地域防災計画（現行）	地域防災計画（修正）	修正理由
29	111 (112)	第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第22節 医療計画	第4 広域的救護活動	4 地域保健医療福祉調整本部の設置 （１）（略） （２）災害医療コーディネートチーム ア 地域保健医療福祉調整本部に、災害医療に係る活動を立案し、実施に関する調整等を行う地域災害医療コーディネーター（以下「<u>地域コーディネーター</u>」という。）を配置する。 <u>（新設）</u> イ <u>地域コーディネーターと連絡を図り</u>、災害医療に関する調整等を行うため、地域保健医療福祉調整本部に地域災害医療連絡調整員（以下「<u>地域連絡調整員</u>」という。）を配置する。 ウ <u>地域コーディネーター（追加）</u>、及び<u>地域連絡調整員（追加）</u>は、災害医療に精通し、かつ、当該地域医療の現状について熟知している者として、郡市医師会等が推薦する者のうちから知事が委嘱する。 エ 地域コーディネーター<u>及び地域連絡調整員</u>は、平常時においては災害医療の体制整備に係る調整等を行う。 オ（略）	4 地域保健医療福祉調整本部の設置 （１）（略） （２）災害医療コーディネートチーム ア 地域保健医療福祉調整本部に、災害医療に係る活動を立案し、実施に関する調整等を行う地域災害医療コーディネーター <u>（削除）</u>を配置する。 イ <u>地域災害医療コーディネーターを補佐し、医薬品に関する調整等を行うため、地域保健医療福祉調整本部に地域災害薬事コーディネーターを配置する。</u> ウ <u>地域災害医療コーディネーターを補佐し</u>、災害医療に関する調整等を行うため、地域保健医療福祉調整本部に地域災害医療連絡調整員 <u>（削除）</u>を配置する。 エ <u>地域災害医療コーディネーター、地域災害薬事コーディネーター及び地域災害医療連絡調整員（以下「地域コーディネーター等」という。）</u>は、災害医療に精通し、かつ、当該地域医療の現状について熟知している者として、郡市医師会等が推薦する者のうちから知事が委嘱する。 オ 地域コーディネーター等は、平常時においては災害医療の体制整備に係る調整等を行う。 カ（略）	・所用の修正

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※消防広域化に伴う用語修正（男鹿地区消防一部事務組合）は、原則省略しています。

※一部文言の軽微な修正も省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

番号	頁	編・章・節	項目	地域防災計画（現行）	地域防災計画（修正）	修正理由
30	119 (114)	第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第23節 要配慮者の安全確保に関する計画	第2 要配慮者避難支援プラン	1 基本的な考え方 (1)～(2) (略) (3) 市は、地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者の住居、情報の伝達手段、必要な支援内容を平時から収集し、避難行動要支援者名簿を作成し電子データ、ファイル等で管理・共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定め、本人の同意のもと個別の具体的な支援計画を策定しておくことが必要であること。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。また、収集した個人情報の取り扱いには十分注意し、個人情報の保護に関する法律及び各市町村の個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守するとともに、市・町内会及び民生委員、自主防災組織、避難支援等の実施に携わる関係機関等と情報を共有し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図り、災害時に備える。 (略) (4)～(5) (略)	1 基本的な考え方 (1)～(2) (略) (3) 市は、地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者の住居、情報の伝達手段、必要な支援内容を平時から収集し、避難行動要支援者名簿を作成し電子データ、ファイル等で管理・共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定め、本人の同意のもと個別の具体的な支援計画を策定しておくことが必要であること。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。また、収集した個人情報の取り扱いには十分注意し、個人情報の保護に関する法律及び男鹿市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守するとともに、市・町内会及び民生委員、自主防災組織、避難支援等の実施に携わる関係機関等と情報を共有し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図り、災害時に備える。 (略) (4)～(5) (略)	・所用の修正
31	119 (119)	第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第23節 要配慮者の安全確保に関する計画	第7 外国人及び旅行者等の安全確保対策	(略) 1 的確な情報伝達のための防災環境づくり 市及び関係機関は、訪日外国旅行者等、避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるとともに、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する際は、(追加) 在日外国人、訪日外国人及び旅行者に配慮した伝達を行うものとする。 (略)	(略) 1 的確な情報伝達のための防災環境づくり 市及び関係機関は、訪日外国旅行者等、避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。加えて、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を(削除) 提供する際は、例えば、在日外国人には住民登録を行う際に防災情報の発信ツールを周知するなど、在日・訪日外国人及び旅行者に配慮した伝達を行うものとする。 (略)	・消防庁防災業務計画(R6.6修正)の反映
32	125 (125)	第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 第25節 広域応援体制の整備計画	第1 計画の方針	(略) また、市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、庁内全体及び業務担当毎の連絡調整窓口、連絡の方法、応援要員等の執務スペースを取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。 (追加) 加えて、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、その活用方法の習熟と発災時における円滑な活用の促進に努める。 (略)	(略) また、市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、庁内全体及び業務担当毎の連絡調整窓口、連絡の方法、応援要員等の執務スペースを取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。 <u>なお、応援職員等の執務スペースの取り決めに当たっては、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</u> <u>また、県及び市は、応援職員等の宿泊場所の確保が困難になることを想定し、応援職員等へ紹介できるホテルや旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など、宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。</u> 加えて、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、その活用方法の習熟と発災時における円滑な活用の促進に努める。 (略)	・防災基本計画(R6.6修正)の反映

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※消防広域化に伴う用語修正（男鹿地区消防一部事務組合）は、原則省略しています。

※一部文言の軽微な修正も省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

番号	頁	編・章・節	項目	地域防災計画（現行）	地域防災計画（修正）	修正理由
33	140 (140)	第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第1節 活動体制計画	第1 計画の方針	<u>災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害の予防及び災害応急対策等の防災活動を強力に推進するため、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制を確立するとともに、災害対策本部等の設置、応援要請、応急公用負担等の活動体制の確立を図る。</u>	<u>県及び市は、発災後（風水害、火山災害及び雪害の発生のおそれがある場合を含む。）</u> 、災害の予防及び災害応急対策等の防災活動を強力に推進するため、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制を確立するとともに、 <u>県においては県災害対策本部の設置、県現地災害対策本部の設置、市においては市災害対策本部の設置、市現地災害対策本部の設置、石油コンビナート等現地防災本部の設置、応援要請、応急公用負担等必要な体制をとる。</u>	・防災基本計画（R6.6修正）の反映
34	144 (144)	第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第1節 活動体制計画	第3 男鹿市災害対策本部等	3 災害対策本部の組織編成及び事務分掌 (1) 組織編成 <u>表（略）</u>	3 災害対策本部の組織編成及び事務分掌 (1) 組織編成 <u>表（略）※男鹿市災害対策本部組織編成表を令和8年4月現在に修正</u>	・所要の修正
35	152 (154)	第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第2節 動員計画	第2 職員の動員	4 体制の整備 (略) なお、県及び保健所設置市の保健所は、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症</u> の自宅療養者等の被災に備え、平常時から、県及び市の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、 <u>併せて</u> 、市の防災担当部局と連携し、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討と調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報提供を行うよう努める。 <u>（追加）</u>	4 体制の整備 (略) なお、県及び保健所設置市の保健所は、 <u>新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）の発生時における自宅療養者等の被災に備え、災害発生前から</u> 、県及び市の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、 <u>（削除）</u> 市の防災担当部局と連携し、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討と調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報提供を行うよう努める。 <u>加えて、これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。</u>	・防災基本計画（R6.6修正）の反映

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※消防広域化に伴う用語修正（男鹿地区消防一部事務組合）は、原則省略しています。

※一部文言の軽微な修正も省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

番号	頁	編・章・節	項目	地域防災計画（現行）	地域防災計画（修正）	修正理由
36	154 (156)	第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第3節 相互応援協力計画	第1 計画の方針	（略） また、合同会議や調整会議等における対応方針等に基づき、現地のライフライン事業者の事業所等において、実動部隊の詳細な調整を行う現地作業調整会議が開催される場合、県及び市は、必要となる連携に努める。 <u>（追加）</u>	（略） 加えて、合同会議や調整会議等における対応方針等に基づき、現地のライフライン事業者の事業所等において、実動部隊の詳細な調整を行う現地作業調整会議が開催される場合、県及び市は、必要となる連携に努める。 また、国は、合同会議、調整会議などにおける対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開について、県及び市のみでは迅速な対応が困難な場合には、適切な役割分担等の下、道路啓開を実施する。また、陸路だけでなく、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図る。	・防災基本計画（R6.6修正）の反映 ・消防庁防災業務計画（R6.6修正）の反映等
37	156 (158)	第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第3節 相互応援協力計画	第3 職員の派遣要請	4 感染症対策 市は、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の徹底に加え、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。 <u>（追加）</u>	4 感染症対策 市は、 <u>（削除）</u> 感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理 <u>（削除）</u> 等の徹底に加え、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。 <u>加えて、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。</u>	・移設/防災基本計画（R6.6修正）の反映
38	168 (170)	第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第6節 災害情報の収集、伝達計画	第3 情報の伝達等	2 防災関係機関との情報の共有化 市は、県、市町村及び関係機関と相互に情報の共有化を図るため、日ごろから防災訓練等を通じ情報の伝達経路及び連絡体制を検証し、提起された課題を整理・検討のうえ実践的な施策等の策定に努める。また、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、国の <u>共通のシステム（総合防災情報システム及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク））</u> に集約できるよう努める。	2 防災関係機関との情報の共有化 市は、県、市町村及び関係機関と相互に情報の共有化を図るため、日ごろから防災訓練等を通じ情報の伝達経路及び連絡体制を検証し、提起された課題を整理・検討のうえ実践的な施策等の策定に努める。また、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、国の <u>（削除）総合防災情報システム（S O B O－W E B）</u> に集約できるよう努める。	・防災基本計画（R6.6修正）の反映
39	170 (173)	第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第6節 災害情報の収集、伝達計画	第6 県への災害報告	2 災害概況報告 （1）（略） （2）災害種別概況 ア 風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、がけ崩れ、地すべり、土石流等の概況 イ 雪害については、降雪の状況、積雪深、雪崩、溢水等の概況 ウ 火山噴火については、噴火の状況及び熔岩流、 <u>（追加）</u> 泥流、 <u>火山弾、（追加）</u> 、火山灰等の概況 エ その他これらに属する災害の概況	2 災害概況報告 （1）（略） （2）災害種別概況 ア 風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、がけ崩れ、地すべり、土石流等の概況 イ 雪害については、降雪の状況、積雪深、雪崩、溢水等の概況 ウ 火山噴火については、噴火の状況及び熔岩流、 <u>火砕流、溶岩ドーム、泥流、噴石、</u> 火山灰等の概況 エ その他これらに属する災害の概況	・文言の適正化

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※消防広域化に伴う用語修正（男鹿地区消防一部事務組合）は、原則省略しています。

※一部文言の軽微な修正も省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

番号	頁	編・章・節	項目	地域防災計画（現行）	地域防災計画（修正）	修正理由	
40	172 (174)	第2編 第2章 第6節	一般災害対策 災害応急対策計画 災害情報の収集、 伝達計画	第9 救助者の位置情 報提供の要請	<u>（新設）</u> 県又は市災害対策本部（他の救助機関を含む）は、救助を要する者の生命又は身体に重大な危険が切迫しており、かつ、その者を早期に発見するため、携帯電話等の位置情報を取得することが不可欠であると認められる場合は、携帯電話事業者に対して救助者の位置情報の提供を要請することができる。	・消防庁防災業務計画（R6.6修正）の反映	
41	181 (182)	第2編 第2章 第8節	一般災害対策 災害応急対策計画 通信運用計画	第6 通信施設の応急 復旧対策	3 エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北秋田支店施設 （略）	3 NTTドコモ東北支社秋田支店施設 （略）	・社名の変更
42	196 (196)	第2編 第2章 第10節	一般災害対策 災害応急対策計画 避難対策活動	第6 避難所の開設及び運営	4 避難所従事者の執務要領 （1）～（9）（略） （10） <u>（追加）</u> あらかじめ作成した避難所設置・運営マニュアル等により、円滑な運営に努める。また、 <u>新型コロナウイルス感染症への対策として、県が作成した「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時避難所運営マニュアル作成指針（第2版）（令和2年7月）」</u> 等を参考に、地域や避難所となる施設等の実情を十分に考慮した上で、運営に努める。 （11）（略）	4 避難所従事者の執務要領 （1）～（9）（略） （10）市は、あらかじめ作成した避難所設置・運営マニュアル等により、円滑な運営に努める。また、 <u>（削除）</u> 県が作成した「 <u>秋田県避難所運営マニュアル策定指針（ひな形編）（令和6年7月）</u> 」等を参考に、地域や避難所となる施設等の実情を十分に考慮した上で、運営に努める。 （11）（略）	・所要の修正
43	196 (197)	第2編 第2章 第10節	一般災害対策 災害応急対策計画 避難対策活動	第6 避難所の開設及び運営	5 避難所の生活環境の改善 避難所における避難者の生活環境には注意を払い、常に良好な居住性の確保、生活関連物資の配布、感染症予防等に努める。そのため、 <u>（追加）</u> 食事供与の状況、トイレ設置等衛生環境、健康状態の把握に努め、必要な対策を講じるとともに指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。	5 避難所の生活環境の改善 避難所における避難者の生活環境には注意を払い、常に良好な居住性の確保、生活関連物資の配布、感染症予防等に努める。そのため、 <u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに</u> 、食事供与の状況、トイレ設置等衛生環境、健康状態の把握に努め、必要な対策を講じるとともに指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。	・所要の修正

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※消防広域化に伴う用語修正（男鹿地区消防一部事務組合）は、原則省略しています。

※一部文言の軽微な修正も省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

番号	頁	編・章・節	項目	地域防災計画（現行）	地域防災計画（修正）	修正理由
44	196 (197)	第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第10節 避難対策活動	第6 避難所の開設及び運営	6 多様な視点を取り入れた避難所 （1）男女別ニーズの違いへの配慮 ア（略） イ 避難者の受入れにあたっては、乳幼児連れ、単身女性等のエリアの設定、間仕切り用パーティション等の活用等、プライバシー及び安全・安心の確保の観点から対策を講じる。<u>（追加）</u> （2）（略） （3）避難所の運営管理 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行う上で、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営に専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める<u>（追加）</u>。（略） ア 避難者による自治的な運営組織には、<u>（追加）</u>男女両方が参画するとともに、責任者や副責任者等、役員のうち女性が少なくとも3割以上は参画することを目標にする。 イ～ウ（略） （4）女性や子供等に対する（性）暴力・DVの発生を防止するため、<u>（追加）</u>女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、男女ペアによる就寝場所や女性専用スペース等の<u>（追加）</u>巡回警備を実施する、防犯ブザーを配付する、（性）暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。 （5）（略）	6 多様な視点を取り入れた避難所 （1）男女別ニーズの違いへの配慮 ア（略） イ 避難者の受入れにあたっては、乳幼児連れ、単身女性等のエリアの設定、間仕切り用パーティション等の活用等、プライバシー及び安全・安心の確保の観点から対策を講じる。<u>また、女性特有の生活関連物資（生理用品等）の配布に当たっても、方法や場所等に配慮する。</u> （2）（略） （3）避難所の運営管理 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行う上で、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営に専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、<u>必要に応じ、DMAT、DPAT、災害支援ナース等の保健医療福祉活動チームや職員の派遣要請など、他の地方公共団体に対して協力を求める。</u>（略） ア 避難者による自治的な運営組織には、<u>年代も考慮しながら</u>男女両方が参画するとともに、責任者や副責任者等、役員のうち女性が少なくとも3割以上は参画することを目標にする。 イ～ウ（略） （4）女性や子供等に対する（性）暴力・DVの発生を防止するため、<u>死角となる場所の把握・立ち入り制限、</u>女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、男女ペアによる就寝場所や女性専用スペース等の<u>昼夜問わず定期的な巡回警備</u>を実施する、防犯ブザーを配付する、（性）暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。 （5）（略）	・所要の修正
45	198 (200)	第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第10節 避難対策活動	第6 避難所の開設及び運営	7 避難生活の長期化への対応 ア 避難生活の改善 （略） また、多様なニーズの把握のために、民間支援団体等との連携によるニーズ調査や、<u>（追加）</u>声を出しにくい人の声を拾うための意見箱の設置等、工夫を施すほか、必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、食物アレルギーに配慮した食料の確保、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、<u>（追加）</u>必要な措置を講じるよう努める。	7 避難生活の長期化への対応 ア 避難生活の改善 （略） また、多様なニーズの把握のために、民間支援団体等との連携によるニーズ調査や、<u>女性や子育て、介護中の人からの相談対応、</u>声を出しにくい人の声を拾うための意見箱の設置等、工夫を施すほか、必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、食物アレルギーに配慮した食料の確保、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、<u>栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、</u>必要な措置を講じるよう努める。	・防災基本計画 (R6.6修正)の反映等

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※消防広域化に伴う用語修正（男鹿地区消防一部事務組合）は、原則省略しています。

※一部文言の軽微な修正も省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

番号	頁	編・章・節	項目	地域防災計画（現行）	地域防災計画（修正）	修正理由
46	199 (201)	第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第10節 避難対策活動	第6 避難所の開設及び運営	8 福祉避難所の設置等 (略) また、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、避難所を開設した時は、開設日時、避難者数、開設期間等を速やかに県（追加）に報告する。（追加） (略)	8 福祉避難所の設置等 (略) また、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、避難所を開設した時は、開設日時、避難者数、開設期間等を速やかに県（総合防災課）に報告する。併せて、適宜、要支援者などの医療・福祉ニーズを県地域振興局福祉環境部（保健所）に報告する。 (略)	・ 所要の修正
47	200 (201)	第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第10節 避難対策活動	第7 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援	(略) 特に、車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導を実施するものとする。 (追加)	(略) 特に、車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導を実施するものとする。 また、市は、在宅避難者等の支援拠点を設置した場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じて物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援拠点の利用者に対しても提供する。 同じく、車中泊避難を行うためのスペースを設置した場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じて物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊の避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。	・ 防災基本計画 (R6.6修正)の反映等
48	200 (202)	第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第10節 避難対策活動	第8 早期の通行規制の予告	(新設)	道路管理者は、必要に応じて、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定し、できるだけ早い通行規制の予告に努める。予告の際は、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用して日時や迂回経路等を示すほか、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。	・ 移設
49	200 (202)	第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第10節 避難対策活動	第9 積雪による大規模滞留車両への支援	(略)	(略)	・ 所要の修正

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※消防広域化に伴う用語修正（男鹿地区消防一部事務組合）は、原則省略しています。

※一部文言の軽微な修正も省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

番号	頁	編・章・節	項目	地域防災計画（現行）	地域防災計画（修正）	修正理由
50	201 (202)	第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第10節 避難対策活動	第10 施設等の管理者 の避難対策	(略) 3 帰宅困難者支援 (1) (略) (2) 関係機関の支援 公共交通機関の運行管理者及び駅等の施設の管理者は、市と連携し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保並びに毛布等の防寒用品及び飲料水等の物資の提供に努めるとともに、運行情報を随時提供に努める。	(略) 3 帰宅困難者支援 (1) (略) (2) 関係機関の支援 公共交通機関の運行管理者及び駅等の施設の管理者は、市と連携し、帰宅困難者の一時滞在施設の確保並びに毛布等の防寒用品及び飲料水等の物資の提供に努めるとともに、運行情報の随時提供に努める。	・所要の修正
51	201 (203)	第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第10節 避難対策活動	第11 安否確認の情報の集約	(略)	(略)	・所要の修正
52	202 (203)	第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第10節 避難対策活動	第12 広域避難	(略)	(略)	・所要の修正
53	210 (211)	第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第12節 消防防災ヘリコプターの活用計画	第2 県消防防災ヘリコプターの緊急運航	2 緊急運航の要請基準 (1) 救急活動 ア 山村、へき地等交通遠隔地からの救急患者の搬送 交通遠隔地から救急患者を搬送する場合、救急車で搬送するより(追加)著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できる場合 イ (略) ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合。 エ その他、特に航空機による救急活動が有効と認められる場合。 (2) 救助活動 ア～イ (略) ウ 地滑り等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助 地滑り、洪水等により、陸上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合 エ～オ (略)	2 緊急運航の要請基準 (1) 救急活動 ア 山村、へき地等(削除)からの救急患者の搬送 交通遠隔地から救急患者を搬送する場合、救急車で搬送するよりも著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できる場合 イ (略) ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合(削除) エ その他、特に航空機による救急活動が有効と認められる場合(削除) (2) 救助活動 ア～イ (略) ウ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救助 山崩れ、洪水等により、陸上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合 エ～オ (略)	・県の計画の記述に整合をとるため

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※消防広域化に伴う用語修正（男鹿地区消防一部事務組合）は、原則省略しています。

※一部文言の軽微な修正も省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

番号	頁	編・章・節	項目	地域防災計画（現行）	地域防災計画（修正）	修正理由
54	210 (211)	第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第12節 消防防災ヘリコプターの活用計画	第2 県消防防災ヘリコプターの緊急運航	2 緊急運航の要請基準 （3）火災防ぎょ活動 ア 林野火災等における空中からの消火活動 地上からの消火活動が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合 イ 大規模火災における状況把握、情報収集及び住民への避難誘導等の広報並びに被害状況調査、大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況調査、情報収集活動を行う必要があると認めた場合 ウ～エ（略） （4）災害応急対策活動 ア（略） イ <u>（追加）</u> 大規模事故等の状況把握及び情報収集 <u>（追加）</u> 大規模事故等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められた場合 ウ 被災地、又は孤立地区への救援物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、衣料、その他の生活必需品・復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合 エ（略） （5）（略） <u>（新設）</u>	2 緊急運航の要請基準 （3）火災防ぎょ活動 ア 林野火災等における空中からの消火活動 地上における消火活動では、消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合 イ 大規模火災における状況把握、情報収集及び住民への避難誘導等の広報並びに被害状況調査 <u>（削除）</u> 大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況調査、情報収集活動を行う必要があると認めた場合 ウ～エ（略） （4）災害応急対策活動 ア（略） イ ガス爆発、高速道路での大規模事故等の状況把握及び情報収集 ガス爆発、高速道路での大規模事故等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められた場合 ウ 被災地等への救援物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、衣料、その他の生活必需品・復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合 エ（略） （5）（略） （6）その他、運用責任者が必要と認める場合	・県の計画の記述に整合をとるため
55	210 (212)	第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第12節 消防防災ヘリコプターの活用計画	第3 県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請手続等	1 緊急運航等の要請 市長及び男鹿潟上南秋消防組合消防長（以下「市長等」という。）は、緊急運航の要件、緊急運航の要請基準に該当すると認める場合は、消防防災航空隊に対して電話等により速報後、「秋田県消防防災航空隊出動要請書」をファクシミリで緊急運航の要請を行う。 （略）	1 緊急運航等の要請 市長及び男鹿潟上南秋消防組合消防長（以下「市長等」という。）は、緊急運航の要件、緊急運航の要請基準に該当すると認める場合は、消防防災航空隊に対して電話等により速報後、「秋田県消防防災航空隊出動要請書」により緊急運航の要請を行う。 （略）	・県の計画の記述に整合をとるため

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※消防広域化に伴う用語修正（男鹿地区消防一部事務組合）は、原則省略しています。

※一部文言の軽微な修正も省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

番号	頁	編・章・節	項目	地域防災計画（現行）	地域防災計画（修正）	修正理由
56	217 (219)	第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第15節 緊急輸送計画	第2 輸送網の確保	1 道路の啓開等 （1）（略） （2）災害時における障害物の除去等（略） なお、路上の障害物の除去（追加）については、状況に応じて、警察、消防、自衛隊等と協力して必要な措置をとるものとする。 国や県は、必要に応じて、ネットワークとして、緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行う。さらに、国では、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。加えて、<u>国は、合同会議、調整会議などにおける対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開について、地方公共団体のみでは迅速な対応が困難な場合には、適切な役割分担等の下、道路啓開を実施する。</u>（略）	1 道路の啓開等 （1）（略） （2）災害時における障害物の除去等（略） なお、路上の障害物の除去（<u>路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。</u>）については、状況に応じて、警察、消防、自衛隊等と協力して必要な措置をとるものとする。 国や県は、必要に応じて、ネットワークとして、緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行う。さらに、国では、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。（<u>削除</u>） （略）	・防災基本計画（R6.6修正）の反映等
57	223 (224)	第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第15節 緊急輸送計画	第4 交通規制	1 道路管理者の措置 <u>（1）道路管理者は、路面、橋梁、法面等の道路施設を巡回調査し、災害によって道路施設が危険な状況にあると予想された時又は知った時は、速やかに通行止め等の必要な措置をとる。</u> <u>（2）道路管理者は、必要に応じて、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定し、できるだけ早い通行規制の予告に努める。予告の際は、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用して日時や迂回経路等を示すほか、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。</u>	1 道路管理者の措置 <u>（削除）道路管理者は、路面、橋梁、法面等の道路施設を巡回調査し、災害によって道路施設が危険な状況にあると予想された時又は知った時は、速やかに通行止め等の必要な措置をとる。</u> <u>（削除）</u>	・所要の修正
58	223 (224)	第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第15節 緊急輸送計画	第5 被災地域の安定的な人流・物流機能の確保	国が、被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、市、公共交通事業者、有識者等との間において、被災地域における交通量抑制の呼びかけや、広域迂回への誘導、<u>代替輸送手段の確保や道路の混雑対策などを統括的に実施するための体制を構築する場合、（追加）</u>その連携に努める。	国が（<u>削除</u>）被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、市、公共交通事業者、有識者等との間において、被災地域における交通量抑制の呼びかけや、広域迂回への誘導等により、<u>渋滞緩和を図るための体制として「災害時交通マネジメント検討会」を開催する場合、県は、その連携に努める。</u>	・所要の修正
59	253 (253)	第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第23節 防疫、保健衛生計画	第4 被災者の保健衛生	（略） （1）（略） （2）指定避難所の生活環境等 市は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレ等を早期に設置するとともに、（<u>追加</u>）被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。	（略） （1）（略） （2）指定避難所の生活環境等 市は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレ等を早期に設置するとともに、<u>簡易トイレ、トイレカー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</u>	・防災基本計画（R6.6修正）の反映等

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※消防広域化に伴う用語修正（男鹿地区消防一部事務組合）は、原則省略しています。

※一部文言の軽微な修正も省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

番号	頁	編・章・節	項目	地域防災計画（現行）	地域防災計画（修正）	修正理由
60	259 (259)	第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第25節 動物の管理計画	第2 災害発生時における災害応急対策	1 実施の方法 (1) ペットと同行避難者の指定避難所等への避難誘導と支援 (2) 指定避難所や仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (3) 住民等へのペットとの同行避難や動物救護、飼養支援に関する情報の提供	1 実施の方法 (1) ペットと同行避難者の指定避難所等への避難誘導と支援 (2) 指定避難所や仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ (3) ペットの受入状況を含む避難状況の把握 (4) 必要に応じた指定避難所におけるペットのための避難スペースの確保 (5) 獣医師会や動物取扱業者等との連携 (6) 住民等へのペットとの同行避難や動物救護、飼養支援に関する情報の提供	・防災基本計画(R6.6修正)の反映等
61	271 (271)	第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第29節 海上及び在港船舶災害応急対策計画	第3 情報の収集及び伝達	3 秋田海上保安部、船艇及び航空機が収集した情報は、それぞれ共有されるよう特段の配慮を行い、必要に応じて情報を関係機関等へ連絡する。また、 非常本部 等が設置されている場合は、必要な情報を 非常本部 等へ連絡する。	3 秋田海上保安部、船艇及び航空機が収集した情報は、それぞれ共有されるよう特段の配慮を行い、必要に応じて情報を関係機関等へ連絡する。また、 政府本部 等が設置されている場合は、必要な情報を 政府本部 等へ連絡する。	・文言の適正化
62	272 (272)	第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第30節 海上及び在港船舶災害応急対策計画	第4 情報通信手段の確保	秋田海上保安部 長 は、情報通信手段を確保するため、必要に応じて次の措置を講ずるものとする。 (略)	秋田海上保安部 <u>(削除)</u> は、情報通信手段を確保するため、必要に応じて次の措置を講ずるものとする。 (略)	・文言の適正化 秋田海上保安部長の「長」を削除
63	272 (272)	第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第31節 海上及び在港船舶災害応急対策計画	第5 活動体制の確立	災害が発生したときは、秋田海上保安部 長 は、次に掲げる措置を講ずる。 1 必要な職員を直ちに参集させ、 対策本部 を設置する等、必要な体制を確立する。なお、 対策本部 を巡視船上に設置する場合には、指揮能力を強化した巡視船の活用を図る。 2 非常本部 等が設置されたときは、直ちに職員を派遣し、関係機関との協力体制を確保する。 (略)	災害が発生したときは、秋田海上保安部 <u>(削除)</u> は、次に掲げる措置を講ずる。 1 必要な職員を直ちに参集させ、 保安部対策本部 を設置する等、必要な体制を確立する。なお、 保安部対策本部 を巡視船上に設置する場合には、指揮能力を強化した巡視船の活用を図る。 2 政府本部 等が設置されたときは、直ちに職員を派遣し、関係機関との協力体制を確保する。 (略)	・文言の適正化
64	273 (273)	第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第32節 海上及び在港船舶災害応急対策計画	第6 船艇、航空機の出動、派遣等	災害が発生したとき、 海上保安部長 は、被害の第一次情報、並びに情報収集活動により得られた情報に基づき、所属の船艇及び航空機を災害の発生周辺海域に出動させ、必要に応じて災害応急対策を実施する事務所に職員を派遣するなど必要な措置を講ずる。	災害が発生したとき、 秋田海上保安部 は、被害の第一次情報、並びに情報収集活動により得られた情報に基づき、所属の船艇及び航空機を災害の発生周辺海域に出動させ、必要に応じて災害応急対策を実施する事務所に職員を派遣するなど必要な措置を講ずる。	・文言の適正化
65	276 (276)	第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第33節 海上及び在港船舶災害応急対策計画	第14 自発的支援の受入れ	海上保安部においては、 非常本部 等と協力し、ボランティア及び海外からの支援に対する受入れ体制を確保するとともに、必要に応じ、ボランティア及び海外からの支援と連携して、災害応急対策を実施する。 なお、支援の受入れに際しては、パソコンネットワークによる情報提供及び情報収集についても配慮する。	海上保安部においては、 政府本部 等と協力し、ボランティア及び海外からの支援に対する受入れ体制を確保するとともに、必要に応じ、ボランティア及び海外からの支援と連携して、災害応急対策を実施する。 なお、支援の受入れに際しては、パソコンネットワークによる情報提供及び情報収集についても配慮する。	・文言の適正化

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※消防広域化に伴う用語修正（男鹿地区消防一部事務組合）は、原則省略しています。

※一部文言の軽微な修正も省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

番号	頁	編・章・節	項目	地域防災計画（現行）	地域防災計画（修正）	修正理由	
66	276 (276)	第2編 第2章 第34節	一般災害対策 災害応急対策計画 海上及び在港船舶 災害応急対策計画	第17 広報	災害発生後は、次に掲げる事項その他海上交通の安全確保及び海上保安部の活動に関する国民の理解と協力のために必要と認められる事項について、 非常本部 等及び関係機関等との連絡調整を図りつつ、適時適切な広報の実施に努める。 (略)	災害発生後は、次に掲げる事項その他海上交通の安全確保及び海上保安部の活動に関する国民の理解と協力のために必要と認められる事項について、 政府本部 等及び関係機関等との連絡調整を図りつつ、適時適切な広報の実施に努める。 (略)	・文言の適正化
67	278 (279)	第2編 第2章 第30節	一般災害対策 災害応急対策計画 流出油等の 防除対策計画	第2 流出油等の防除 措置	2 各機関の役割 (1) 秋田海上保安部 ア～ウ (略) エ 防除措置を講ずべき者、 非常本部 等及び関係機関等とは、必要に応じて緊密な情報交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努める。 オ～ク (略) (略)	2 各機関の役割 (1) 秋田海上保安部 ア～ウ (略) エ 防除措置を講ずべき者、 政府本部 等及び関係機関等とは、必要に応じて緊密な情報交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努める。 オ～ク (略) (略)	・文言の適正化
68	286 (287)	第2編 第2章 第32節	一般災害対策 災害応急対策計画 災害救助法の 適用計画	第5 災害救助法による救助の種類と 実施権限の委任	1 救助の種類は次のとおり法の定めるところによる。 (1) 災害が発生した場合 ア～オ (略) カ 被災した住宅の応急修理 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> キ～サ (略)	1 救助の種類は次のとおり法の定めるところによる。 (1) 災害が発生した場合 ア～オ (略) カ 被災した住宅の応急修理 <u>(i) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> <u>(ii) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u> キ～サ (略)	・所用の修正
69	震災 31 (31)	第3編 第2章 第1節	震災対策 災害予防計画 計画的な 地震防災対策の推進	第1 基本方針	(略) 市はこれを実現するために、県が策定する 減災計画 及び地震防災緊急事業五箇年計画に則り、計画的な地震防災対策を推進する。	(略) 市はこれを実現するために、県が策定する 秋田県防災・減災・国土強靱化計画 及び地震防災緊急事業五箇年計画に則り、計画的な地震防災対策を推進する。	・最新の計画名に更新
70	震災 37 (38)	第3編 第2章 第3節	震災対策 災害予防計画 火災予防計画	第2 出火防止と初期 消火	3 初期消火 (1)～(2) (略) (3) 出火防止及び初期消火技術指導 住民や自主防災組織に対して、地震発生直後の初期消火について技術指導を図る。 各家庭に消火器、消火用バケツの備付けと初期消火技術の向上について指導する。 <u>(追加)</u>	3 初期消火 (1)～(2) (略) (3) 出火防止及び初期消火技術指導 住民や自主防災組織に対して、地震発生直後の初期消火について技術指導を図る。 各家庭に消火器、消火用バケツの備付けと初期消火技術の向上について指導する。 <u>また、ガスのマイコンメーター、感震プレーカー等の普及に努める。</u> <u>加えて、特に危険性の高い木造密集市街地や津波浸水想定区域等の火災・延焼危険性が高い地域をはじめとして、地震発生後の電気等に起因する火災の発生を未然に防止するため、避難の際の安全措置の広報等に努める。</u>	・防災基本計画 (R6.6修正)の反映 等/消防庁防災業務 計画 (R6.6修正) の反映

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※消防広域化に伴う用語修正（男鹿地区消防一部事務組合）は、原則省略しています。

※一部文言の軽微な修正も省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

番号	頁	編・章・節	項目	地域防災計画（現行）	地域防災計画（修正）	修正理由
71	震 災 83 (83)	第3編 震災対策 第3章 災害応急対策計画 第5節 ライフライン施設 応急復旧計画	第6 電信電話施設	1 NTT東日本秋田支店 （1）実施の主体 電信電話施設の災害応急復旧の実施責任者は、 東日本電信電話（株）秋田支店 （以下「NTT東日本秋田支店長」という。）とする。 （2）実施の要領 電信・電話施設の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他通信を確保するため必要な応急措置については、 東日本電信電話（株）宮城支店 の実施計画の定めによる。 （3）（略） 2 エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北秋田支店 （1）実施の主体 移動通信設備等の災害応急復旧の実施責任者は、 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北秋田支店長 とする。 （2）実施の要領 移動通信設備等の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他通信を確保するため必要な応急措置については、 （株）株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ の実施計画の定めによる。 （3）（略）	1 NTT東日本秋田支店 （1）実施の主体 電信電話施設の災害応急復旧の実施責任者は、 NTT東日本株式会社秋田支店 （以下「NTT東日本秋田支店長」という。）とする。 （2）実施の要領 電信・電話施設の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他通信を確保するため必要な応急措置については、 NTT東日本株式会社宮城支店 の実施計画の定めによる。 （3）（略） 2 株式会社NTTドコモ東北支社秋田支店 （1）実施の主体 移動通信設備等の災害応急復旧の実施責任者は、 株式会社NTTドコモ東北支社秋田支店長 とする。 （2）実施の要領 移動通信設備等の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他通信を確保するため必要な応急措置については、 （株）NTTドコモ の実施計画の定めによる。 （3）（略）	・社名の変更
72	津 波 18 (18)	第4編 津波対策 第1章 総則 第6節 津波観測体制	第1 国、県の津波観測	（略） 東北地方整備局では、平成18年度から東北地方周辺海域の沖合での波浪観測に加え、津波監視も可能なGPS波浪計の設置を始めており、平成22年度に秋田県沖に設置した。 老朽化のため、令和2年度に 陸揚げし、再設置を検討中 。	（略） 東北地方整備局では、平成18年度から東北地方周辺海域の沖合での波浪観測に加え、津波監視も可能なGPS波浪計の設置を始めており、平成22年度に秋田県沖に設置した。 老朽化のため、令和2年度に 撤去、令和6年度に再設置した 。	・時点修正
73	津 波 23 (23)	第4編 津波対策 第2章 災害予防計画 第1節 計画的な 津波防災対策の推進	第2 減災計画の推進	市は、「 秋田県防災・減災計画 」に則り、自助、共助、公助が連携した、効果的かつ効率的な地震津波防災対策の推進を図る。 （略）	市は、「 秋田県防災・減災・国土強靱化計画 」に則り、自助、共助、公助が連携した、効果的かつ効率的な地震津波防災対策の推進を図る。 （略）	・最新の計画名に更新
74	津 波 23 (23)	第4編 津波対策 第2章 災害予防計画 第1節 計画的な 津波防災対策の推進	第3 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	（略） 1 期間 秋田県第 5 次地震防災緊急事業五箇年計画： 平成28年度～令和2年度 2 対象地区 秋田県全域が対象である。 3 第 5 次五箇年計画の対象施設等 市は、県が策定する「地震防災緊急事業五箇年計画」に定められた、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備・改善を促進する。	（略） 1 期間 秋田県第 6 次地震防災緊急事業五箇年計画： 令和3年度～令和7年度 2 対象地区 秋田県全域が対象である。 3 第 6 次五箇年計画の対象施設等 市は、県が策定する「地震防災緊急事業五箇年計画」に定められた、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備・改善を促進する。	・最新の計画名に更新
75	津 波 27 (27)	第4編 津波対策 第2章 災害予防計画 第2節 津波監視体制、 伝達体制の整備	第3 津波警報・注意報、避難指示等の伝達体制の整備	5 東日本電信電話株式会社 の対応 （略）	5 NTT東日本株式会社 の対応 （略）	・社名の変更

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※消防広域化に伴う用語修正（男鹿地区消防一部事務組合）は、原則省略しています。

※一部文言の軽微な修正も省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

番号	頁	編・章・節	項目	地域防災計画（現行）	地域防災計画（修正）	修正理由
76	津波 29 (29)	第4編 第2章 第3節 津波対策 災害予防計画 避難体制整備計画	第3 避難路の整備等	1 避難路の整備方針 市は、住民が徒歩等で確実に避難できるよう、避難路として使用される道路等を整備し、その安全性の点検・確保及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。 <u>（追加）</u> （略）	1 避難路の整備方針 市は、住民が徒歩等で確実に避難できるよう、避難路として使用される道路等を整備し、その安全性の点検・確保及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。 <u>また、国及び県は、地域の特性に応じた避難路、避難施設等の整備の推進に配慮するよう努める。</u> （略）	・防災基本計画（R6.6修正）の反映
	復旧 4 (4)	第5編 第1章 第1節 災害復旧・復興計画 災害復旧・復興計画 公共施設等の 災害復旧計画	第7 <u>連携体制の強化</u>	<u>（新設）</u>	<u>道路管理者及び上下水道事業管理者は、電力や通信など他のインフラ事業者と連携の上、復旧工事を行うよう努めるものとする。</u>	・防災基本計画（R6.6修正）の反映
	復旧 4 (4)	第5編 第1章 第1節 災害復旧・復興計画 災害復旧・復興計画 公共施設等の 災害復旧計画	第8 中長期における 技術職員の派遣 要請	甚大な災害が発生した場合について、他の地方公共団体に 対し技術職員の派遣を求める場合は、復旧・復興支援技術職 員派遣制度の活用を検討するものとする。	甚大な災害が発生した場合について、他の地方公共団体に 対し技術職員の派遣を求める場合は、復旧・復興支援技術職 員派遣制度の活用も <u>含めて</u> 検討するものとする。	・防災基本計画（R6.6修正）の反映
	復旧 9 (8)	第5編 第1章 第4節 災害復旧・復興計画 災害復旧・復興計画 被災者の 生活支援計画	第3 被災者生活再建 支援制度	1 被災者生活再建支援制度 （略） 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）は、自然災 害によりその生活基盤に著しい被害を受け、 <u>自立した生活を 再建することが困難な</u> 者に対し、県が相互扶助の観点から拠 出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給すること により、自立した生活の開始を支援することを目的とし、県 の地域において、法の適用となる自然災害が発生した場合、 県がその旨を公表し、被害世帯からの申請があったときは対 象となる被災世帯への支給手続きを実施する。 （略）	1 被災者生活再建支援制度 （略） 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）は、自然災 害によりその生活基盤に著しい被害を受け <u>た</u> 者に対し、県が 相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建 支援金を支給することにより、自立した生活の開始を支援す ることを目的とし、県の地域において、法の適用となる自然 災害が発生した場合、県がその旨を公表し、被害世帯からの 申請があったときは対象となる被災世帯への支給手続きを 実施する。 （略）	・文言の整理

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※消防広域化に伴う用語修正（男鹿地区消防一部事務組合）は、原則省略しています。

※一部文言の軽微な修正も省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

番号	頁	編・章・節	項目	地域防災計画（現行）	地域防災計画（修正）	修正理由
	復旧 9 (9)	第5編 災害復旧・復興計画 第1章 災害復旧・復興計画 第4節 被災者の生活支援計画	第3 被災者生活再建支援制度	（1）適用災害（略） ア 災害救助法施行令第1条1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した自然災害 イ <u>10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市域に係る自然災害</u> ウ <u>100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害</u> <u>（新設）</u> エ <u>5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）であって、ア～ウに隣接するものに係る自然災害</u> <u>（新設）</u>	（1）適用災害（略） ア 災害救助法施行令第1条1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した自然災害 イ <u>全壊10世帯以上の被害が発生した市（削除）に係る自然災害</u> ウ <u>全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害</u> エ <u>全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）であって、イまたはウの被害が発生した都道府県内の他の市町村に係る自然災害</u> オ <u>全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）であって、ウ～エに隣接するものに係る自然災害</u> カ <u>ア～ウの都道府県が2以上ある場合に、</u> <u>・全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万人以上10万人未満のものに限る）に係る自然災害</u> <u>・全壊2世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る）に係る自然災害</u>	・最新の内容に更新
	復旧 12 (12)	第5編 災害復旧・復興計画 第1章 災害復旧・復興計画 第4節 被災者の生活支援計画	第5 応急資金、金融対策	3 生活確保資金 （1）～（2）（略） （3）災害弔慰金・災害障害見舞金 市は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。 <u>（弔慰金、見舞金とも労災等他の制度による給付金が支給されない場合に限る。）</u>	3 生活確保資金 （1）～（2）（略） （3）災害弔慰金・災害障害見舞金 市は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。 <u>（削除）</u>	・最新の内容に更新
	資料 編 14	第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 1－2－1 自主防災組織編成表		<u>表（略）</u>	<u>表（略）</u> ※表を令和7年10月31日現在に修正	・所要の修正
	資料 編 26	第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 1－9－1 秋田県林野火災 空中消火運営実施要領		<u>表（略）</u>	<u>（削除）</u>	・所要の修正
	資料 編 72	第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 1－23－1 土砂災害警戒区域内の 要配慮者利用施設一覧表		<u>表（略）</u>	<u>表（略）</u> ※施設名を令和8年3月現在に修正	・所要の修正

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※消防広域化に伴う用語修正（男鹿地区消防一部事務組合）は、原則省略しています。

※一部文言の軽微な修正も省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

番号	頁	編・章・節	項目	地域防災計画（現行）	地域防災計画（修正）	修正理由											
	資料編 77	第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 1-25-1 相互応援協定一覧表		表（略）	表（略）※表を令和8年6月現在に修正	・時点修正											
	資料編 173	第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 1-25-1.39 ～1-25-1.49		（略）	（略）※令和8年6月現在の協定を追加	・時点修正											
	資料編 197	第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第1章 災害予防計画 1-26-1 災害備蓄物資表		表（略）	表（略）※表を令和8年6月現在に修正	・時点修正											
	資料編 207	第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 2-5-1 気象予警報等の発表基準	イ 警報の種類と発表基準 <table><tr><th colspan="2">種 類</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td>気象 警 報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などによる河川の増水により、重大な災害 が起こるおそれがあると予想される場合。 流域雨量指数基準 西部承水路・東部承水路流域＝33.7、 滝川流域＝5.6、相川流域＝4.4、 賀茂川流域＝5.2、比詰川流域＝5.7 複合基準 滝川流域＝（10.5）相川流域＝（6.3.8）、 比詰川流域＝（8.5.1）</td></tr></table>	種 類		発 表 基 準	気象 警 報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などによる河川の増水により、重大な災害 が起こるおそれがあると予想される場合。 流域雨量指数基準 西部承水路・東部承水路流域＝33.7、 滝川流域＝5.6、相川流域＝4.4、 賀茂川流域＝5.2、比詰川流域＝5.7 複合基準 滝川流域＝（10.5）相川流域＝（6.3.8）、 比詰川流域＝（8.5.1）	イ 警報の種類と発表基準 <table><tr><th colspan="2">種 類</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td>気象 警 報</td><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などによる河川の増水により、重大な災害 が起こるおそれがあると予想される場合。 流域雨量指数基準 西部承水路・東部承水路流域＝33.7、 滝川流域＝5.6、相川流域＝4.4、 賀茂川流域＝5.2、比詰川流域＝5.7 複合基準 滝川流域＝（7.5.5）相川流域＝（6.3.8）、 比詰川流域＝（8.5.1）</td></tr></table>	種 類		発 表 基 準	気象 警 報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などによる河川の増水により、重大な災害 が起こるおそれがあると予想される場合。 流域雨量指数基準 西部承水路・東部承水路流域＝33.7、 滝川流域＝5.6、相川流域＝4.4、 賀茂川流域＝5.2、比詰川流域＝5.7 複合基準 滝川流域＝（7.5.5）相川流域＝（6.3.8）、 比詰川流域＝（8.5.1）	・時点修正
種 類		発 表 基 準															
気象 警 報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などによる河川の増水により、重大な災害 が起こるおそれがあると予想される場合。 流域雨量指数基準 西部承水路・東部承水路流域＝33.7、 滝川流域＝5.6、相川流域＝4.4、 賀茂川流域＝5.2、比詰川流域＝5.7 複合基準 滝川流域＝（10.5）相川流域＝（6.3.8）、 比詰川流域＝（8.5.1）															
種 類		発 表 基 準															
気象 警 報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などによる河川の増水により、重大な災害 が起こるおそれがあると予想される場合。 流域雨量指数基準 西部承水路・東部承水路流域＝33.7、 滝川流域＝5.6、相川流域＝4.4、 賀茂川流域＝5.2、比詰川流域＝5.7 複合基準 滝川流域＝（7.5.5）相川流域＝（6.3.8）、 比詰川流域＝（8.5.1）															
	資料編 213	第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 2-6-3 特殊災害連絡系統図		表（略）	表（略）※部署名を令和8年6月現在に修正	・時点修正											

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※消防広域化に伴う用語修正（男鹿地区消防一部事務組合）は、原則省略しています。

※一部文言の軽微な修正も省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

番号	頁	編・章・節	項目	地域防災計画（現行）	地域防災計画（修正）	修正理由																														
	資料編 215	第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 2－6－4 被害の認定基準		<table><tr><th>分類</th><th colspan="2">用 語</th><th>被害程度の認定基準</th></tr><tr><td>その他の被害</td><td>田</td><td>流出・埋没</td><td><u>（追加）</u> 耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。</td></tr><tr><td rowspan="2">被害金額</td><td colspan="2">中間報告・年報等</td><td>災害中間報告及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については <u>査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。</u></td></tr><tr><td colspan="2">水産被害</td><td>農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えば海苔、<u>魚貝</u>、漁船等の被害とする。</td></tr></table> ※（略） ※（略） ※大規模半壊、中規模半壊、準半壊は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（<u>令和3年3月</u>）内閣府（防災担当）」によるが、詳細は次のとおり。 （略）	分類	用 語		被害程度の認定基準	その他の被害	田	流出・埋没	<u>（追加）</u> 耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。	被害金額	中間報告・年報等		災害中間報告及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については <u>査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。</u>	水産被害		農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えば海苔、 <u>魚貝</u> 、漁船等の被害とする。	<table><tr><th>分類</th><th colspan="2">用 語</th><th>被害程度の認定基準</th></tr><tr><td>その他の被害</td><td>田</td><td>流出・埋没</td><td><u>田の</u> 耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。</td></tr><tr><td rowspan="2">被害金額</td><td colspan="2">中間報告・年報等</td><td>災害中間報告及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、<u>未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。</u></td></tr><tr><td colspan="2">水産被害</td><td>農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えば海苔、<u>漁具</u>、漁船等の被害とする。</td></tr></table> ※（略） ※（略） ※大規模半壊、中規模半壊、準半壊は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（<u>令和6年5月</u>）内閣府（防災担当）」によるが、詳細は次のとおり。 （略）	分類	用 語		被害程度の認定基準	その他の被害	田	流出・埋没	<u>田の</u> 耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。	被害金額	中間報告・年報等		災害中間報告及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、 <u>未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。</u>	水産被害		農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えば海苔、 <u>漁具</u> 、漁船等の被害とする。	・所要の修正
分類	用 語		被害程度の認定基準																																	
その他の被害	田	流出・埋没	<u>（追加）</u> 耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。																																	
被害金額	中間報告・年報等		災害中間報告及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については <u>査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。</u>																																	
	水産被害		農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えば海苔、 <u>魚貝</u> 、漁船等の被害とする。																																	
分類	用 語		被害程度の認定基準																																	
その他の被害	田	流出・埋没	<u>田の</u> 耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。																																	
被害金額	中間報告・年報等		災害中間報告及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、 <u>未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。</u>																																	
	水産被害		農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えば海苔、 <u>漁具</u> 、漁船等の被害とする。																																	
	資料編 244	第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 2－10－3 指定避難所施設一覧表		<u>表（略）</u>	<u>表（略）※表を令和8年4月1日現在に修正</u>	・時点修正																														
	資料編 270	第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 2－18－3 医療機関一覧		<u>表（略）</u>	<u>表（略）※表を令和8年4月現在に修正</u>	・時点修正																														

男鹿市地域防災計画修正 対照表

※消防広域化に伴う用語修正（男鹿地区消防一部事務組合）は、原則省略しています。

※一部文言の軽微な修正も省略しています。

※頁番号欄の（ ）内は修正案の頁番号を記入しています。

番号	頁	編・章・節	項目	地域防災計画（現行）	地域防災計画（修正）	修正理由																																	
	資料編 277	第6編 資料編 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 2-32-1 災害救助法による救助の 程度、方法及び期間早見表		【災害救助法による救助の内容等(3)】 <table><tr><th>救助の種類</th><th>対 象</th><th>費用の限度額</th><th>期 間</th><th>備 考</th></tr><tr><td>災害にかかった者の住宅の 応急修理</td><td>1. 住宅が半壊（焼）し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住宅が半壊（焼）した者</td><td>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行う 1. 1世帯当たり 706,000円以内 2. 半壊（焼）に準ずる程度の損傷 343,000円以内</td><td>災害発生の日 から3ヵ月以内</td><td></td></tr></table>	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	災害にかかった者の住宅の 応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住宅が半壊（ 焼 ）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行う 1. 1世帯当たり 706,000円以内 2. 半壊（焼）に準ずる程度の損傷 343,000円以内	災害発生の日 から3ヵ月以内		【災害救助法による救助の内容等(3)】 <table><tr><th>救助の種類</th><th>対 象</th><th>費用の限度額</th><th>期 間</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="3">災害にかかった者の住宅の 応急修理</td><td colspan="4">ア. 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</td></tr><tr><td>住家が半壊（焼）し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</td><td>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行う 1. 1世帯当たり 706,000円以内 2. 半壊（焼）に準ずる程度の損傷 343,000円以内</td><td></td><td>災害発生の日 から10日以内</td></tr><tr><td colspan="4">イ. 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</td></tr><tr><td></td><td>1. 住宅が半壊（焼）し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住宅が半壊（燃焼）した者</td><td>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行う 1. 1世帯当たり 706,000円以内 2. 半壊（焼）に準ずる程度の損傷 343,000円以内</td><td></td><td>災害発生の日 から3ヵ月以内</td></tr></table>	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	災害にかかった者の住宅の 応急修理	ア. 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理				住家が半壊（焼）し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行う 1. 1世帯当たり 706,000円以内 2. 半壊（焼）に準ずる程度の損傷 343,000円以内		災害発生の日 から10日以内	イ. 日常生活に必要な最小限度の部分の修理					1. 住宅が半壊（焼）し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住宅が半壊（ 燃焼 ）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行う 1. 1世帯当たり 706,000円以内 2. 半壊（焼）に準ずる程度の損傷 343,000円以内		災害発生の日 から3ヵ月以内	・時点修正
救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																			
災害にかかった者の住宅の 応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住宅が半壊（ 焼 ）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行う 1. 1世帯当たり 706,000円以内 2. 半壊（焼）に準ずる程度の損傷 343,000円以内	災害発生の日 から3ヵ月以内																																				
救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																			
災害にかかった者の住宅の 応急修理	ア. 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理																																						
	住家が半壊（焼）し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行う 1. 1世帯当たり 706,000円以内 2. 半壊（焼）に準ずる程度の損傷 343,000円以内		災害発生の日 から10日以内																																			
	イ. 日常生活に必要な最小限度の部分の修理																																						
	1. 住宅が半壊（焼）し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住宅が半壊（ 燃焼 ）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行う 1. 1世帯当たり 706,000円以内 2. 半壊（焼）に準ずる程度の損傷 343,000円以内		災害発生の日 から3ヵ月以内																																			